

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：津山市農業再生協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(単位：m²)

地域	面積	うち 1/20 田	うち 15° 畑	うち 15° 草地	うち 15° 採草放牧地
津山市	56,340,000	8,453,521	0	0	0

- (1) 旧津山市棚田
- (2) 旧田邑村棚田
- (3) 旧一宮村棚田
- (4) 旧東一宮村棚田
- (5) 旧高田村棚田
- (6) 旧高倉村棚田
- (7) 旧神庭村棚田
- (8) 旧滝尾村棚田
- (9) 旧高野村棚田
- (10) 旧広野村棚田
- (11) 旧河辺村棚田
- (12) 旧大崎村棚田
- (13) 旧高取村棚田
- (14) 旧勝加茂村棚田
- (15) 旧上加茂村棚田
- (16) 旧加茂町棚田
- (17) 旧阿波村棚田
- (18) 旧広戸村棚田
- (19) 旧新野村棚田
- (20) 旧大井西村棚田
- (21) 旧大東村棚田
- (22) 旧久米村棚田
- (23) 旧倭文村棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

- (1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

令和11年度まで中山間地域等直接支払制度で124協定、1,584haを維持管理する。

令和11年度までに中山間地域等直接支払交付金で20協定において、水路の改修を行い、耕作条件の改善を行う。

- ・担い手の確保

令和11年度までに中間管理機構などを通じて、耕作放棄地の1割を担い手集積する。（令和6年放棄地：15.5ha）

新たな担い手の確保として、令和11年度までに市内での新規就農者を延べ10人確保する。

令和11年度までに地域ぐるみで棚田に係わる課題解決を図るため農村型地域運営組織を1つ以上育成する。

- ・生産性・付加価値の向上

令和11年度までに、棚田を含む農地における担い手農地集積率を5%増加させる（令和6年：27.5%）。

令和11年度までにスマート農業を加速させ、全域で自動草刈り機又はドローン導入率を2割増加させる。（令和6年度：24台）

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

令和11年度までに中山間直接支払に申請している棚田で生産される、米等の土地利用型作物の作付面積を、1,584haから3ha増加させる。

- ・自然環境の保全・活用

令和11年度までに環境保全型の農業（有機農業/カバークロップ/堆肥の施用等）の実施面積を79haから3ha増加させる。

有害鳥獣の捕獲数2,875頭（令和6年度）を、令和11年まで維持する。

- ・良好な景観の形成

令和11年度までヒマワリやコスモスなど景観形成作物の栽培、3.1haを維持し景観整備を進める。

- ・伝統文化の継承

棚田の有する歴史的な価値や特徴を活かした振興活動を、文化財に関連する担当部局や市民活動等と連携し、年1回以上行う。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農業体験イベントや移住体験等を年1回程度開催することで、令和11年までに移住・定住者を5人確保する。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

令和11年度までに市内において2軒の空き家/古民家を再生・活用する。
景観形成作物の作付を行うことで、景観整備と観光客の誘致を行う。

- ・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和11年度までに地域商社を利用し、棚田米を使用した商品を3種類販売する。

3 計画期間

令和7年4月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減

耕作放棄地の減少を目的に、中山間地域等直接支払交付金の活用を促す。
中山間地域等直接支払の活動として、補修作業や改修工事を行う。

- ・ 担い手の確保

農地中間管理機構や、地域おこし協力隊制度等を活用しながら、棚田を含む市内における担い手の確保を促進する。

外部からの新たな担い手に対して、営農指導や販売支援を行う。

農村型地域運営組織の育成に取り組む。

- ・ 生産性・付加価値の向上

地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。

中山間部を中心に、自動草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などスマート農業を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進

棚田米の生産を加速させることで、地域商社を通じて販路を拡大する。

- ・ 自然環境の保全・活用

現在取組の無い棚田地域で、環境保全型農業（有機農業/カバークロップ/堆肥の施肥）を実施するなど、自然環境の保全を図る。

鳥獣害防護柵や罟を設置する。

- ・ 良好な景観の形成

一部の棚田地域でヒマワリやコスモスといった、景観形成作物の作付けを実施し

良好な景観の確保を行う。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
農業体験イベント等を通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

棚田を含む中山間地域で、移住支援金や農業トライアルワーク等を活用して、移住者・定住者の増加を図る。

・棚田を観光資源とした地域振興

農泊の実施や、空き家を農家レストランとして活用するなど、観光と宿泊の需要を喚起する。

景観形成作物を作付けし、維持することで景観の確保と観光客の誘致を行う。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

棚田を含む農地で収穫した米を原料とした加工品の開発・製造・販売に取り組み、棚田米の販路拡大を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に中山間集落、多面的集落及び下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではないボランティアや有志学生などは、棚田を含む市内の魅力発信やイベント参加、保全にむけたボランティア活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

津山市農業再生協議会は津山市、農業者、農業者団体から構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

注 4の指定棚田地域振興活動の内容において棚田地域振興法第8条第4項各号に掲げる事項を記載する場合は、明示的に記載すること。